

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は平成 16 年 4 月に発足後、審査基本方針等に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の行う品質管理レビューの審査、必要に応じて検査を行ってきたところである。

平成 16 事務年度においては、協会によるこれまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行い、その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。また品質管理レビューの審査を行い、一部の監査事務所に対する検査を実施した。

平成 17 事務年度においては、初年度の取組みを踏まえて審査を行い、検査を行った。特に、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施した。

平成 18 事務年度においては、これまでの審査会の活動実績、昨今の会計監査を巡る状況等を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、一層の監査の質の確保に資するように、審査及び検査を実施することとする。

1 平成 18 事務年度審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 16 事務年度においては、「確認（監査基準委員会報告書第 19 号）」の遵守状況を重点的に検証した。その結果、多くの監査事務所で確認が不十分な実態が把握された。さらに、平成 17 事務年度においても同様に不十分な実態が把握されたところであり、引き続き確認に関する検証が必要と考えられる。

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、会計上の見積りについて不十分な事例を多く把握したところである。また、監査業務に関する審査について、問題の発見及び解決がなされるためには不十分な態勢であると認められた。

これらを踏まえ、平成 18 事務年度においては、監査手続としては確認及び会計上の見積りについて、また、監査業務に係る審査態勢について重点的に検証することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの改善状況の検証

審査会が協会の品質管理レビューについて実態把握及び提言を通じて改善を要請し、1 年余りが経過しており、協会の品質管理レビューの改善が期待される。また、監査基準の改訂、品質管理基準の策定により監査事務所の監査の品質管理がより一層重視されるようになっており、協会の品質管理レビューの改善状況について検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 4 大監査法人に対するフォローアップ検査

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、4 大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。今後、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

今般の検査結果を踏まえ、平成 18 事務年度より、4 大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

(2) 必要に応じた中規模監査法人への検査

国際的には、いわゆる Big 4 への検査が実施された後、それらに続く中規模の監査法人に対する検査が実施されている。

平成 16 事務年度及び 17 事務年度の審査には、中規模監査法人に対するものも含まれており、平成 18 事務年度の審査においても中規模監査法人に対するものが計画されている。

平成 18 事務年度においては、この国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、協会の品質管理レビューの審査を行った後、必要に応じて検査を実施する。